

## アドビデベロッパー追加条件

最終更新日：2020年3月23日。従前のすべてのバージョン（以前のバージョンのデベロッパー利用条件およびAdobe Exchange契約を含む）の全文を置き換えます。

本条件は、お客様によるアドビSDK、API、ポータル、本Adobe Stock作品、およびアドビ製品やサービスにおいてアドビが提供するデベロッパー用リソースの使用に適用され、<http://www.adobe.com/go/terms>に掲載されたアドビ基本利用条件に参照により組み込まれます（以下本追加条件とアドビ基本利用条件を総称して「本条件」といいます）。本条件で定義されていない用語は、アドビ基本利用条件で定義される意味を持つものとします。

本条件に対するお客様の同意は、アドビSDK、API、ポータル、本Adobe Stock作品、およびその他アドビ製品またはサービス向けにアドビが提供するデベロッパー用リソースに関して、お客様とアドビとの間で交わされた従前の同意内容に取って代わるものとします。

### 1. 定義

1.1. 「**Adobe ID**」とは、お客様がデベロッパーアカウントの作成と、本サービスへのログインおよびアクセスに使用する、一意のユーザー名およびパスワードならびにプロフィール情報を意味します。

1.2. 「**アドビ決済処理機関**」とは、アドビの第三者決済処理機関を意味します。お客様は、アドビ決済処理機関との間で、直接、決済処理契約を締結し、かつ、アドビ決済処理機関に特定の情報を別途提供しなければならない場合があります。

1.3. 「**アドビログインボタンおよびログインテンプレート**」とは、ポータルのブランドガイドラインの表示と説明に従い、個別のボタンの画像と、アドビによって有効化され、本サービスのログインメカニズムを容易にするまたは開始するための視覚プロンプトとしてユーザーインターフェイスでの表示が求められるサインイン画面のインターフェイステンプレートを意味します。

1.4. 「**Adobe Stockアフィリエイトパートナー**」とは、Adobe Stockの宣伝を目的としたアフィリエイトプログラム、紹介プログラム、または同様のパートナープログラムに参加している第三者を意味します。

1.5. 「**本Adobe Stock作品**」とは、stock.adobe.com[または後継URL]のAdobe Stockサービスを通じてライセンスを取得できる、またはその他の形でAdobe Stockアセットとして特定される写真、イラスト、画像、ベクター、ビデオ、3Dアセット、テンプレートアセット、およびその他の画像作品またはグラフィック作品を意味します。

1.6. 「アドビの商標」とは、ブランディングガイドラインに示す、または承認済みデベロッパーソフトウェアの可用性を促進するために本ポータルで提供される、アドビの商標、名前、ロゴ、アイコン、本バッジ、およびクリエイティブブランディングを意味します。

1.7. 「API」とは、アプリケーションプログラミングインターフェイスの略であり、複数のソフトウェアコンポーネント間の相互作用を指定する一連のルーチン、プロトコル、ツール、およびAPIドキュメンテーションを意味します。APIは、ヘッダーファイル、JARファイル、SDKプラグインAPI（ヘッダーファイル内で定義され、プラグインサンプルコードでデモされる）およびオブジェクト形式ならびに／または本ソフトウェアおよび本サービスへのアクセスおよび相互運用を容易にするために変更を行っていないデベロッパーソフトウェアを配布するためにアドビがSDKの一部に含めているライブラリとして提供される関連情報で指定できます。この定義には、本追加条件に基づいて提供されるすべてのAPIが含まれません。

1.8. 「APIドキュメンテーション」とは、adobe.io、またはアドビ認定のソフトウェア開発バージョン管理をホスティングする第三者サイト（GitHubなど）で提供される、APIおよびSDKに関する技術仕様および使用情報を意味します。「APIドキュメンテーション」は、以下のいずれも含みません。（a）adobe.comまたはadobe.ioに投稿された第三者コンテンツ、（b）アドビがホストまたは管理するユーザーフォーラムに公開されたコンテンツ、（c）将来の機能に関連するコンテンツ、または（d）お客様とアドビの間で直接やり取りされる通信。

1.9. 「APIキー」とは、お客様のAdobe IDに割り当てられ、アドビがお客様のAPIアクティビティとデベロッパーソフトウェアを関連付け、検証して、認証をおこなうために使用する、APIアクセス資格情報を意味します。

1.10. 「アセット管理サービス」とは、Adobe Stockのお客様が直接または第三者サービスを介してデプロイするソリューションであって、ユーザーが本Adobe Stock作品を検索およびライセンス取得できるソリューション、およびライセンスされた本Adobe Stock作品をお客様の内部プラットフォームにシステム的に接続するなど、本Adobe Stock作品に関連するレコードを整理、選択、および維持するためのソリューション（例えば、デジタル資産管理およびコンテンツ管理システムなど）を意味します。

1.11. 「本バッジ」とは、ブランドガイドラインまたは本ポータルでバッジとされる商標（ロゴを含む）、アイコン、およびテキストを意味します。

1.12. 「ブランドガイドライン」とは、お客様のアドビの商標の使用に関連してアドビが公開またはお客様に提供する、指示またはガイドラインを意味します。

1.13. 「クリエイティブブランド」とは、ポータルのブランドガイドラインに記載されている本バッジ、アドビサインインボタン、サインインテンプレート、および機能アイコンを意味します。

1.14. 「デベロッパーソフトウェア」とは、SDKおよびAPIを使用して開発したソフトウェアアプリケーション、プログラム、アドオン、エクステンション、プラグインおよびその他のテクノロジー、なら

びに本サービスおよび本ソフトウェアへのアクセス、機能、相互運用するためのテクノロジー、または本サービス、本ソフトウェア、その他のアドビの製品やサービスに機能もしくは機能性を付随するために開発するテクノロジーを指します。

1.15. 「埋め込む」または「埋め込み」とは、デベロッパーソフトウェアで使用許諾フォントが意図通りにエンドユーザーに表示されることのみを目的として、使用許諾フォントがデベロッパーソフトウェアに安全に統合されることを意味します。

1.16. 「機能アイコン」とは、アドビによって提供され、本サービスまたは本ソフトウェア個別の機能、コンポーネント、またはプロセス機能を一意に特定するためにユーザーインターフェイスでの表示が求められるグラフィックアイコンを意味します。

1.17. 「使用許諾フォント」とは、デベロッパーソフトウェアでユーザーインターフェイスを設計、開発、配布するための目的でアドビが許諾するAdobe Clean、Adobe Clean UX、Adobe Clean Variable、Adobe Clean UX Variable、およびAdobe Clean Hanの各フォントを意味します。

1.18. 「マーケティングプラットフォーム」とは、本Adobe Stock作品をコンテンツ作成ツールに統合する製品およびサービスを意味します。これには例えば、第三者の製品やサービスを宣伝または販売するためのWebサイトや広告ビルダー、電子メール、コンテンツマーケティング、およびソーシャルメディアを含みます。

1.19. 「本ポータル」とは、<https://www.adobe.io>にあるアドビデベロッパーサイト、ならびに<https://adobeexchange.com/>にあるCreative CloudおよびDocument CloudのAdobe Exchangeサイトとプロデューサーポータルを意味します。

1.20. 「オンデマンド印刷」とは、エンドユーザーが (i) エンドユーザーの広告、マーケティング、およびプロモーションのためにカスタマイズした印刷物を作成する目的、ならびに (ii) 単一のエンドユーザーに販売するためにカスタマイズした有形の商品を作成する目的、でのみ本Adobe Stock作品を使用できるサービスを意味します。

1.21. 「禁止データ」とは、アドビが電話番号、電子メールアドレス、政府発行の身分証明書番号、氏名、郵便番号など特定の自然人（デバイスではなく）を特定できるデータを意味します。

1.22. 「サンプルコード」とは、お客様が本条件に従ってデベロッパーソフトウェアに組み込むために当社が提供するサンプルファイルを除く、オブジェクトコードまたはソースコードを意味します。

1.23. 「SDK」とは、アドビソフトウェア開発キットとすべての関連する素材、システムファイル、サンプルコード、ツール、プログラム、ユーティリティ、プラグイン、サンプルファイル、および関連ドキュメントを意味します。この定義には、PhoneGap SDKを含む本追加条件に基づいて提供されるすべてのSDKが含まれます。

1.24. 「サードパーティソフトウェア統合」とは、Adobe Stock SDKまたはAPIを利用して、カスタムアプリケーションに本Adobe Stock作品へのアクセス機能を搭載するデジタル製品またはサービスを意味します。

## 2. デベロッパーの資格情報

2.1. **Adobe ID** アドビにより明示的に許可される場合を除き、お客様はSDK、APIキー、またはポータルを取得して使用するために、Adobe IDとオンラインデベロッパーアカウントプロファイルを作成するか、またはプラグインもしくはエクステンションを作成する必要があります。お客様は、現在の連絡先情報を含め、アカウントのプロフィールを最新のアカウント情報に基づいて常に最新の状態に保つ必要があります。お客様は、お客様のアカウントを通じておこなわれるすべての行為に責任を負います。お客様のアカウントが無許可で使用されたことに気付いた場合は、直ちにアドビカスタマーサポートに通知してください。お客様は、(a) お客様のアカウント情報を共有し（許可されたアカウント管理者を除く）、または (b) 他のユーザーのアカウントを使用することはできません。お客様がAPIにアクセスするには、アドビが指定した手段を使用するか、指定がない場合は、関連するSDKのドキュメントに記載された手段を使用します。お客様はAPIを使用する場合、自身のIDやAPIクライアントのIDを偽ったり、隠したりしてはなりません。

2.2. **APIキー** 関連するAPIが本サービスまたは本ソフトウェアにアクセスするためにAPIキーを必要とする場合、お客様は各デベロッパーソフトウェアごとに別々のAPIキーを取得する必要があります。当社がおお客様のデベロッパーソフトウェアの配布を承認するまで、APIキーはデベロッパーソフトウェアの内部開発およびテストにのみ使用でき、第三者に提供されたデベロッパーソフトウェアとの関連で使用することはできません。承認プロセスの詳細は、本条件もしくはポータルに記載され、またはその他の方法で当社からお客様に通知されます。

2.3. **使用状況データ** 当社は、SDK、APIまたは本ポータルを使用して、デベロッパーソフトウェア集約データを収集することができます。この情報は、お客様のAdobe IDおよびオンラインデベロッパーアカウントプロファイルに関連付けられており、アドビはこの情報を使用して、セキュリティの維持、パフォーマンスの監視、品質と機能の向上をおこなうことができます。

## 3. ライセンス

3.1. **アドビの知的財産権** 本サービスおよび本ソフトウェアに含まれるアイテム（本Adobe Stock作品を含む）は、当社および当社のサプライヤーの知的財産であり、米国の著作権法、商標法、営業秘密に関する法律、および特許法、国際条約の規定、ならびにアイテムが使用される国の適用法などの法律により保護されます（以下「アドビの知的財産」）。お客様は、理由の如何に関係なく、SDKまたはAPI、またはお客様が複製したいいずれかのSDKまたはAPIのコンポーネントのコピーすべてに、アドビが提供する

アイテムと同じ著作権表示、および必要に応じて他の所有権通知を付すように万全を期すものとします。アドビおよびそのサプライヤーは、オリジナルまたはその他のコピーが存在しうる形式またはメディアに関係なく、本サービスまたは本ソフトウェア内のアイテム、記録メディア、およびそこから作成されるすべてのコピーの権原および所有権を有します。アドビは、本条件で明示的に付与されないすべての権利を留保します。

**3.2. お客様がアドビに付与するライセンス** お客様は、デベロッパーソフトウェアの配布を承認する目的で使用、複製、その他の方法でテストするための世界規模で非独占的な完全支払い済みのライセンスを当社に許諾するものとします。お客様が、本サービス（Adobe Exchange Serviceなど）で利用できるように本ポータル（Adobe Exchangeポータルなど）を介してデベロッパーソフトウェアを提出する場合、お客様は世界規模で非独占的なロイヤルティなしで完全支払い済みの無償のライセンスをアドビに付与し、本サービスを介してデベロッパーソフトウェアをエンドユーザーに公開表示、公開で実行、変更、サブライセンス、および配布します。お客様は、お客様の名称、ロゴ、または他のマークや説明資料を使用し、本サービスや本ソフトウェア、およびお客様のデベロッパーソフトウェアの宣伝および促進の目的でお客様またはお客様のデベロッパーソフトウェアを公表するための世界規模で非独占的な完全支払い済みのライセンスを当社に許諾するものとします。

**3.3. お客様からアドビへの表明および保証** デベロッパーソフトウェアを本ポータルにアップロードまたは送信することにより、お客様は (a) デベロッパーソフトウェアを使用するライセンスを付与するために必要なすべての権利とともに、デベロッパーソフトウェアに表示または組み込まれているすべてのコンテンツを使用するために必要なすべてのライセンスと許可を保持していること、および (b) デベロッパーソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害していないことに同意するものとします。

#### 3.4. アドビがお客様に付与するライセンス

(a) **内部開発** 本条件に基づき、お客様のデベロッパーソフトウェアの内部開発およびテスト用にSDKおよびAPIキーを使用し複製するための非独占的、譲渡不能、取り消し可能なライセンスを付与します。

(b) **配布** 第4条に定められた承認権を含む本条件に基づき、承認されたデベロッパーソフトウェア内において、およびデベロッパーソフトウェアと共にSDKおよびAPIキーを使用、複製および配布するための非独占的かつ譲渡不能で取り消し可能なライセンスをお客様に許諾します。

(c) **サンプルコード** お客様は、お客様のデベロッパーソフトウェアとともに、当社がSDKと共に提供するサンプルコード（SDKに含まれるフォルダーおよびファイル内でサンプルコードとラベル付けされているか否かにかかわらず）の全部または一部を使用、変更または統合することができます。お客様は、第4条の承認権に従って、サンプルコードおよびそれを改変したコードをデベロッパーソフトウェアの一部として配布する場合、オブジェクトコード形式でのみ配布することができます。お客様は、本条件に基づいて許可されたサンプルコードのすべてのコピー、変更、または統合において、アドビの著作権、免責事項、またはその他の所有権に関する注意事項（サンプルコードに記載されているもの）をすべ

て保持し、複製することに同意します。当社が提供するサンプルコードの変更部分または統合部分には、本条件が適用されます。

3.5. 変更 当社は、任意のSDK、API（一部または機能を含む）またはポータルを、お客様またはいずれに対する通知なしで責務を負うことなく、随時変更、更新または廃止することができます。SDKまたはAPIの更新のリリースに応じて、お客様は自身の経費負担によってSDKおよびAPIの最新バージョンを速やかに実装して使用する必要があります。更新または変更後のSDKまたはAPIの継続的なアクセスまたは使用は、同更新または変更の受諾を意味するものとします。

3.6. 非公開API アクセス権が付与された時点で一般向けに文書化されていないAPI（APIキーを含む）は、一般向けに表示または公開することはできません。このような非公開APIの使用には、追加の機密保持義務が課されることがあります。

3.7. サードパーティ条項 SDKまたはAPIには、無償のソフトウェアやオープンソースソフトウェアなどの第三者ソフトウェアが含まれている場合があります、別の使用許諾契約書、「ReadMe」ファイル、「License」ファイル、または<http://www.adobe.com/go/thirdparty>に掲載されている「Third Party Software Notices and/or Additional Terms and Conditions」（以下、総称して「サードパーティライセンス条項」という）に通常定められている追加の利用条件が適用される場合があります。サードパーティライセンス条項により、お客様はお客様のエンドユーザーに通知を表示することが義務付けられる場合があります。サードパーティライセンス条項は、本条件とかかるサードパーティライセンス条項の間に矛盾が生じた場合に適用されます。

3.8. その他のアドビのサービス 本条件は、アドビのいかなるサービス、ソフトウェア、またはそれらを介してアクセスするコンテンツに対する権利もお客様に付与しません。

#### 4. デベロッパーソフトウェアの配布

4.1. アドビによる承認 当社は、当社の独自の裁量により、当社が承認しない限りデベロッパーソフトウェアの配布（デベロッパーソフトウェアによる本サービスおよび本ソフトウェアへのアクセスを含む）の配布を制限する権利を有します。お客様は、アドビが承認プロセスの一環として、お客様のデベロッパーソフトウェアが本条件に準拠しているか否かをレビューすることことができ、それにはアドビまたはそのユーザーに影響を与えるセキュリティの問題が含まれることを了解し、同意するものとします。また、当社は、デベロッパーソフトウェアの変更（バグ修正、更新、アップグレード、改訂、および新リリースを含む）について、再承認を求める権利も留保します。承認プロセスの詳細は本ポータルに掲載されます。当社は、アドビ基本利用条件または本追加条件の将来のバージョンに対する違反を含め、理由のいかにかわらず、いつでもデベロッパーソフトウェアの承認を取り消すことができます。デベロッパーソフトウェアの承認が取り消された場合、お客様は通知から10日以内にデベロッパーソ

ソフトウェアの配布を中止し、本サービスまたは本ソフトウェアへのアクセスを停止する必要があります。

4.2. 配布チャンネル 当社は、承認されたデベロッパーソフトウェアをAdobe Exchange Serviceを通じて配布するように義務付ける権利、および当社によって承認されていないチャンネルを通じた承認済みデベロッパーソフトウェアの配布を制限する権利を留保します。

## 5. 要件および制限

5.1. 改変またはリバースエンジニアリングの禁止 本利用条件で明示的に許可されている場合を除き、お客様は (a) SDKのいかなる部分も変更、移植、適応、もしくは翻訳してはならず、または (b) SDKまたはAPIのいかなる部分もリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルもしくはその他の方法でソースコードを解読してはなりません。お客様の法域の法律が、SDKのライセンス部分を他のソフトウェアと相互運用可能にするために必要な情報を取得する目的でSDKの逆コンパイルの権利を付与している場合、お客様はその情報の提供をまず当社に要求し、その後はじめてかかる権利を実行できます。当社は、SDKソースコードにおける当社および当社のサプライヤーの独占的権利の保護を保証するために、当社の裁量により、かかる情報をお客様に提供するか、妥当な条件（ソースコードのかかる利用に対する合理的な費用の請求など）を課すことができます。

5.2. 本ソフトウェアまたは本サービスへの妨害の禁止 APIによって許可されている場合を除き、お客様は (a) 本サービスおよび本ソフトウェアにあるアドビの「説明」や「情報」の画面やページを削除もしくは他の方法で見えなくすること、または (b) 本サービスおよび本ソフトウェアもしくはそれらの構成部分の機能または外観を妨げるデベロッパーソフトウェアを作成することはできません。

5.3. 本サービスまたは本ソフトウェアのローカライズの禁止 本サービスまたは本ソフトウェアのローカライズを可能にするソフトウェアを開発するためにSDKを使用することはできません。「ローカライズ」とは、インストールされた本サービスおよび本ソフトウェア（本サービスまたは本ソフトウェアのユーザーインターフェイスを含みますがこれらに限定されません）のデフォルトの言語を変更することを意味します。

5.4. バンドル解除の禁止 SDKは、様々なアプリケーション、ユーティリティおよびコンポーネントを含んでいる場合、複数のプラットフォームおよび言語をサポートする場合、または複数のメディアまたは複数のコピーによりお客様に提供される場合があります。それにもかかわらず、SDKは、本追加条件で認められているとおり、コンピューター上およびプラットフォーム上で単一の製品として使用されることを目的としたものであり、単一製品として設計されてお客様に提供されています。お客様はSDKのすべてのコンポーネントパーツを使用する必要はありませんが、SDKのコンポーネントパーツを配布、譲渡、再販、または別のコンピューター上で使用するために、バンドルを解除したり再パッケージ化したりすることはできません。

5.5. **非公開API** アクセス権が付与された時点で一般向けに文書化されていないAPIは、一般に表示または公開することはできません。このような非公開APIの使用には、追加の機密保持義務が課されることがあります。

5.6. **マルウェア** お客様は本サービスまたは本ソフトウェアのいかなる部分についても、破壊や混乱を生じさせることが目的のウイルス、トロイの木馬、ワーム、時限爆弾、キャンセルボット、またはその他悪意のあるソフトウェアに公開する行為をおこなわないものとします。

5.7. **違法ソフトウェア** 市販目的に沿って使用した場合に法律、法令、条例、規則または権利（知的財産、コンピュートースパイウェア、プライバシー、貿易管理、不正競争、差別禁止または虚偽広告に関する法律、規則または権利を含む）に違反するデベロッパーソフトウェアを作成するために本サービスまたは本ソフトウェアを使用することはできません。これには、SDKを使用してデベロッパーソフトウェアによって生成されたコンテンツのスクラップ、データベースの構築、もしくはその他の方法による永続的なコピーの作成、またはキャッシュヘッダーで許可されているよりも長いキャッシュコピーの保持などが含まれます。

5.8. **貿易管理** お客様のデベロッパーソフトウェアは、米国および各国の輸出入およびお客様のデベロッパーソフトウェアの使用を管理する法律、制限および規制（以下、総称して「貿易法」という）の対象となります。お客様は、デベロッパーソフトウェアの輸出、輸入および使用に関して、該当する政府当局から必要な許可をすべて受けていることを表明し、保証します。さらに、お客様は、禁輸された国や制限された領域（イラン、シリア、スーダン、キューバ、クリミア、北朝鮮など）の国民ではなく、かつ、それらの国に居住していないことを表明し保証するものとします。

5.9. **オープンソースソフトウェア** お客様は、SDKまたはAPI、またはそのいかなる部分についても、アドビの知的財産を第三者にライセンス供与する必要がある、または第三者と共有する必要があるライセンス条件（例としてGPLライセンス条項）に従うことが求められるソフトウェアと併合、統合、または使用しないものとします。

5.10. **利用の制限** コール数がAPI、ソフトウェアまたはサービスに悪影響を及ぼすと当社が確信した場合、当社は独自の裁量により、APIが受け取る、またはAPIへ送信されるコールの数または種類を制限することで、お客様によるAPIまたはSDKの使用を制限することができます。

5.11. **サブライセンスの禁止** お客様は、第三者の使用に供するためにAPIをサブライセンスすることはできません。お客様は、(a) メンバーシップ単位またはサブスクリプション単位の権利を含む、SDKまたはAPIのその他の権利を賃貸、リース、貸与、もしくは付与し、または (b) コンピューターサービス事業、第三者のアウトソーシング施設やサービスにおいて、もしくはサービスビューローにおける処理、ネットワーク、タイムシェアリング単位でSDKもしくはAPIを使用することはできません。

5.12. **サービス出力の使用制限** お客様は、デベロッパーソフトウェアを使用して、類似または競合する製品またはサービスを直接的または間接的に作成、トレーニング、または改善することはできません。

5.13. **API類似の機能を有するソフトウェアの作成** お客様は、APIが提供する機能を超える顕著な機能が追加されていないデベロッパーソフトウェアを作成することはできません。お客様は、アドビの技術や製品と競合または類似するデベロッパーソフトウェアを作成することはできません。アドビは、独自の裁量により、アドビの技術または製品と類似または競合するデベロッパーソフトウェアを拒否または排除します。

5.14. **エンドユーザーデータ** デベロッパーソフトウェアを通じて個人情報を収集、使用、または処理する場合、次のことを行う必要があります。(a) 適用されるすべてのプライバシー法令を遵守を順守する。(b) エンドユーザーがAdobe Exchangeのリストおよびデベロッパーソフトウェア内から簡単にアクセスできるようにプライバシー通知を投稿し、その通知において、お客様が第三者との共有を含め、エンドユーザーの個人情報を収集、使用、および処理する基準を明確かつ正確に説明する。(c) エンドユーザーのプライバシーを尊重し、プライバシー通知のコミットメントを尊重し、遵守する。および (d) アドビのお客様のコンテンツなどの情報（トークンを含む）を、その顧客または当社からの要求に応じて、またはその顧客がお客様のアカウントを閉鎖した場合に、直ちに削除する。

5.15. **禁止データの送信** お客様のデベロッパーソフトウェアは、禁止データをアドビに送信、提供または利用可能にしてはならず、第三者から取得した他のデータに個人情報をリンク、組み合わせ、相互比較することはできません。

5.16. **プライバシー** アドビプライバシーポリシー (<http://www.adobe.com/go/privacy>) は、お客様がアドビに提供するすべての個人情報に適用されます。

5.17. **アドビの開発活動の阻害の禁止** 当社は現在、お客様のデベロッパーソフトウェアに類似または競合するデザインまたは機能を有しているか、有している可能性がある技術または製品を開発中であるか、開発する可能性があります。本条件の規定は、かかる技術または製品を当社が開発、取得、ライセンス許諾、保守または配布する権利を制限するものではありません。お客様は、あらゆる本サービスまたは本ソフトウェアの製造、使用、輸入、ライセンス供与、販売の申し込み、または販売を目的として、当社、当社の子会社または関連会社、またはその顧客、代理店または請負業者に対して、お客様のデベロッパーソフトウェアを対象としてお客様が所有するいかなる特許も主張しないことに同意するものとします。また、これは非排他的な関係であることに同意するものとします。

5.18. **代理関係の否認** 本条件のどのような条項も、お客様とアドビの間に受託者、代理店、合併事業、従業員/雇用主、パートナーシップ、またはトラスト関係を構築するものではありません。また、お客様およびアドビは、相手方をどのような方法でも拘束することはできません。

5.19. エンドユーザーサポート お客様の開発者ソフトウェアのエンドユーザーにサポートを提供する責任はお客様にあります。

5.20. 法令および利用条件の遵守 お客様は、適用される法律、規制、および本条件をエンドユーザーに遵守させる義務があります。お客様は、適用されるすべての法律および規制を遵守するものとし、違法行為を奨励または促進したり、第三者の権利を侵害したりするためにSDKまたはAPIを使用してはなりません。これには以下の禁止事項が含まれます。

(a) APIの使用または障害が生じた場合に死亡、人身傷害、または環境破壊につながる可能性のあるアクティビティにAPIを使用すること、および、

(b) APIを使用して、米国国務省の管理する国際武器輸送規制の対象となるデータを処理または保存すること。

## 6. 手数料、収益分配および支払処理

6.1. 当社が請求する料金 当社は、お客様の開発者ソフトウェア上で、もしくは開発者ソフトウェアを通じて、または開発者ソフトウェアによって統合もしくは有効化することができる当社の本ポータル、SDK、APIもしくはそれらに含まれるあらゆる個別の機能、コンポーネントもしくは処理機能の使用に対し、（直接または収益分配を通じて）お客様またはお客様の開発者ソフトウェアのエンドユーザーにいつでも料金を設定するか料金を請求する権利を有します。適用される料金は、当社ポータルまたは本条件で指定されるか、当社からお客様に別途お知らせします。

6.2. 当社が支払う料金 当社が本サービスを通じて開発者ソフトウェアを販売するための料金または利益分配を提供する場合、当社は本条件の該当する条項および本サービスの支払いに関するポリシー（Adobe Exchangeに関する第12.2条など）に従ってお客様に支払うものとします。当社は、支払いに関するポリシーを随時変更することができ、お客様は定期的にポリシーを確認する責任を負います。本サービスを介した開発者ソフトウェアの提出またはアップロードを続ける、または作品を削除しないでおくことにより、お客様は、随時改訂される新しい支払いに関するポリシーに同意したものと見なされます。お客様は開発者ソフトウェアを無償ソフトウェアとして指定することができます。この場合、アドビはお客様への責任や支払いを負わずに開発者ソフトウェアを配付できます。本条件に記載されている場合を除き、アドビはお客様に対する支払い義務を負いません。開発者ソフトウェアの体験版が提供される場合、本条件の支払い義務は当社に適用されないものとします。

6.3. アドビ決済処理機関 お客様への支払いと本サービスを介した開発者ソフトウェアの販売を円滑におこなうため、当社はアドビ決済処理機関を使用することができます。お客様は、アドビ決済処理機関との間で別途決済処理機関契約を締結し、アドビ決済処理機関に特定の追加情報を提供しなければならない場合があります。開発者ソフトウェアの支払いがアドビ決済処理機関によって処理または管理されている場合、お客様は、アドビが支払の遅延または誤りについては責任を負わないことを

了解し、これに同意します。お客様はまた、料金の処理に関連する紛争を直接アドビ決済処理機関との間で解決することに同意します。さらに、アドビは、本サービスの利用を可能にするために、お客様に関する情報をアドビ決済処理機関およびアドビのサービスプロバイダーと必要に応じて共有することができます。アドビは、第三者が使用する機能にアクセスし、またはその機能を管理できないため、第三者のWebサイトの情報利用はアドビプライバシーポリシーまたは本条件の対象範囲外となります。

**6.4. 税金および第三者料金** お客様は、適用される税金および適用されるあらゆる第三者料金（固定電話料金、携帯電話料金、ISP料金、データプラン料、クレジットカード手数料、外国為替手数料などを含む）を支払う必要があります。アドビにはこれらの料金を支払う責任はありません。当社になんらかの手数料が発生した場合、当社はお客様から手数料を徴収する措置を取ることができます。これらの徴収に掛かる費用はすべてお客様負担となります。

## 7. 商標

**7.1. 商標ライセンス** 当社は、お客様の承認済みのデベロッパーソフトウェアが本サービスまたは本ソフトウェアとの接続を提供し、相互運用し、互換性を有し、または本サービスもしくは本ソフトウェアを介して利用可能であって、かつそのような使用が、アドビのWebサイト（<https://www.adobe.com/legal/permissions/trademarks.html>）のアドビの商標使用ガイドライン、ブランドガイドラインおよび本ポータルその他の適用されるガイドラインまたは制限に準拠することを示す目的でのみ、お客様のデベロッパーソフトウェア、Webサイト、ならびに印刷物および電子的通信に、アドビの商標を使用するための非独占的かつ譲渡不能で取り消し可能なライセンスをお客様に許諾します。それらのガイドラインは、アドビによりいつでも改正および更新される場合があり、お客様は常にその時点で最新のガイドラインを遵守するものとします。本条件は、お客様に他のアドビの商標の使用権を付与するものではありません。

(a) お客様のこれらの利用条件に従ったアドビの商標の使用は、アドビの商標のいかなる他の権利、権原または権益をお客様に付与するものではありません。お客様は、アドビの商標に対するアドビの所有権を了承し、アドビの商標に関連する営業権の価値を認識し、かかる営業権がアドビの利益のためのみ効力を生じ、かつアドビに帰属することを了承します。お客様は、アドビ、本サービスまたは本ソフトウェアを誹謗するような方法でアドビの商標を使用しないこと、アドビの商標の営業権に損害を与えたり、妨害したりしないこと、アドビの知的財産権を侵害しないこと、またはデベロッパーソフトウェアに関する虚偽の陳述または誤解を与えるような陳述をしないことに同意するものとします。

(b) お客様は、(a) これらの利用条件を順守し、(b) Adobeが定める品質基準に準拠し、(c) 「デベロッパーソフトウェア」が作成または使用される管轄権で適用されるすべての法律に準拠していることを条件として、「デベロッパーソフトウェア」との関連においてのみAdobe商標を使用することに合意するものとします。要求に応じて、お客様は、アドビの商標が使用されるすべての場所を当社に通知し

、かかる使用の代表的サンプルを当社に提供します。要求に応じて、お客様は、アドビの商標の品質および使用形態の監視および維持にあたって当社を支援します。通知を受けた場合、お客様は、当社の単独の裁量によりこのライセンス許諾の意図に反していると判断するアドビの商標の使用を中止する必要があります。お客様によるアドビの商標の使用の削除または変更に関連するあらゆる費用は、お客様が単独で負担するものとします。

## 7.2. 商標に関する制限事項

(a) お客様は、お客様のデベロッパーソフトウェアのマーケティングと宣伝にのみ本バッジを使用することができます。お客様は、お客様のデベロッパーソフトウェアのUIで本バッジを使用することはできません。

(b) お客様は必要に応じてアドビサインインボタンおよびサインインテンプレートを、本サービスのログインを特定する、開始する、または容易にする目的でのみ、お客様のデベロッパーソフトウェアのUIで使用することができます。お客様はアドビサインインボタンおよびサインインテンプレートを、お客様のデベロッパーソフトウェアのUIの内外で本サービスの個別の機能、コンポーネント、またはプロセス機能を特定する目的、またはお客様のデベロッパーソフトウェアもしくはその他の方法でマーケティングまたは宣伝する目的で使用することはできません。

(c) お客様は必要に応じて本機能アイコンを、本サービスの個別の機能、コンポーネント、またはプロセス機能を特定する目的でのみ、お客様のデベロッパーソフトウェアのUIで使用することができます。お客様は機能アイコンをお客様のデベロッパーソフトウェアのUIの内外で、本サービスのログインを開始するような方法で、またはお客様のデベロッパーソフトウェアもしくはその他の方法でのマーケティングや宣伝をおこなう目的で使用することはできません。

(d) お客様は、アドビの商標、スローガンもしくはロゴデザイン、またはアドビ製品の名前、もしくは類似の名前やデザインの全体、一部、または省略形を、デベロッパーソフトウェアの名前またはお客様のデベロッパーソフトウェアの製品アイコンで使用したり、上記のいずれかを含む、または混同するほど類似したWebサイトのドメイン名または商標を登録し、または登録を試みたりすることはできません。

## 8. 終了と削除

8.1. お客様による終了 お客様は、SDKまたはAPIの使用や、デベロッパーソフトウェアを通じた本サービスまたは本ソフトウェアへのアクセスをいつでも停止することができます。かかる終了により、お客様の未払い料金支払い義務が消滅することはありません。終了時には、お客様は、お客様のデベロッパーソフトウェアの配布を停止し、SDKおよびAPIの使用を停止し、デベロッパーソフトウェアを通じた本サービスまたは本ソフトウェアへのアクセスを停止し、あらゆる本ソフトウェアまたは本サービスとの互換性に関する宣伝を停止します。

8.2. 当社による終了 当社は、理由の如何にかかわらず、本条件を終了すること、お客様の本サービスおよび本ソフトウェアへのアクセス要求を拒否すること、またはお客様に割り当てた本APIキーを無効にすることができます。

8.3. 本条件終了の効果 本条件の終了に伴い、お客様は、お客様のデベロッパーソフトウェアの配布を停止し、SDKおよびAPIの使用を停止し、デベロッパーソフトウェアを通じた本サービス、本ソフトウェア、および本Adobe Stock作品へのアクセスを停止し、かつ、あらゆる本ソフトウェアまたは本サービスとの互換性に関する広告を停止します。

8.4. 存続規定 お客様が付与した永続ライセンス、当該ライセンス、本条件に規定されているお客様の免責義務、アドビの免責事項または責任の制限、および紛争解決条項は、本条件の満了または終了後も存続します。

## 9. Adobe InDesign SDKおよびAPIに関する追加制限事項

9.1. InDesign SDKのおよびAPIのサンプルコードは、一意のプラグインIDでコンパイルできます。サンプルコードの変更版または併合版を配布する場合、サンプルコードに含まれる一意のプラグインIDをお客様固有の一意のプラグインIDに変えることに同意するものとします。一意のプラグインIDをリクエストする方法は、当社のウェブサイトを参照してください。

9.2. World Ready ComposerのInDesign Server SDKに含まれているAPIは、Adobe InDesign Serverで機能するように設計されたソフトウェアの内部開発に使用することを目的として設計されています。World Ready ComposerのAPIを使って、Adobe InDesignおよび／またはAdobe InCopyと機能するように設計されたソフトウェアの内部開発はサポートされていません。

9.3. お客様がInDesignのSDKを、モバイルデバイスで表示するために当社が所有するファイル形式、.folio および.indd（以下、「ファイル形式」という）をレンダリング、拡張、または使用するアプリケーションソフトウェアの開発に使用する場合（ネイティブInDesign Overlayおよびインタラクティブな機能を含むが、それらに限定されない）、これらの使用は、本ファイル形式が承認されたコンテンツビューアと共に配布される場合のみ、許可されるものとします。本条において「承認されたコンテンツビューア」とは、アドビブランドの展開されたコンテンツビューア、またはアドビのコンテンツビューアを展開したお客様の商業ブランド版を意味します。お客様は、モバイルデバイスでの表示を目的としたファイル形式の読み込みまたはコンバートが可能なデベロッパーソフトウェアの開発および／または配布を目的として、InDesignのSDKを使用することは許可されていません。ただしこの制限は、JPG、PNG、EPS、PS、EPUB、HTML、PDF、IDML、XML、FLA、およびSWFなどの他のデジタルファイル形式には適用されません。お客様が、かかるコンテンツを表示および配布する目的で、あらゆる手段であらゆるデバイスにおいて、InDesignのSDKを使ってアプリケーションソフトウェアを開発することは可能です。ただし

これらの開発および配布がこれらの利用条件と矛盾しないやり方で、本ファイル形式を含まない場合に  
限られます。

## 10. Adobe Stock SDKおよびAPIの追加制限事項

10.1. ログイン、検索、およびライセンスサービス お客様のデベロッパーソフトウェアがアセット管理  
サービス、オンデマンド印刷、サードパーティソフトウェア統合、またはマーケティングプラットフォ  
ーム向けの場合、アドビの顧客に次の機能を提供する目的でのみ、Adobe Stock SDKおよびAPIのみを使用  
することができます。(a) お客様のデベロッパーソフトウェアを介して適切なAdobe Stock顧客アカ  
ウントにログインする機能。ただし、お客様はまず、該当するユーザーのアカウントにアクセスする明  
示的な許可をアドビの顧客から得る必要があります。(b) お客様のデベロッパーソフトウェアを介して  
Adobe Stockにログインした顧客が、アドビと顧客の合意に基づいて本Adobe Stock作品を検索およびラ  
イセンス取得できる機能。

10.2. アフィリエイトパートナー お客様のデベロッパーソフトウェアがAdobe Stockアフィリエイトパ  
ートナー向けの場合、お客様はAdobe Stockアフィリエイトパートナーとアドビとの別途の書面による契  
約に基づき、Adobe Stockの販売促進の目的でのみAdobe Stock SDKおよびAPIならびに本Adobe Stock作  
品を使用することができます。

### 10.3. 本Adobe Stock作品の取り扱い

(a) お客様がAdobeから本Adobe Stock作品へのアクセスを許可されている場合、お客様は、Adobe  
Stockアフィリエイトパートナー、アセット管理サービス、マーケティングプラットフォーム、オンデマ  
ンド印刷、およびサードパーティソフトウェア統合向けのデベロッパーソフトウェアを開発およびデブ  
ロイする目的でのみそれらを使用できます。本Adobe Stock作品は、本Stockデベロッパー条件によって  
許可されている範囲を超えて複製、配布、変更または表示することはできません。お客様は、Adobe  
Stockによってエンドユーザーにライセンス許諾しない限り、デベロッパーソフトウェアから本Adobe  
Stock作品を独立したファイルとしてダウンロードすることを許可できません。お客様のデベロッパーソ  
フトウェアが、アセット管理サービス、マーケティングプラットフォーム、オンデマンド印刷、または  
サードパーティソフトウェア統合向けの場合、第三者に対し、ライセンスされていない本Adobe Stock作  
品の透かし入りバージョンまたはサムネイルバージョンの表示を許可することができます。

(b) お客様は、デベロッパーソフトウェアに表示されているそれぞれの本Adobe Stock作品の上または  
横に、コントリビューターの名前が「コントリビューター名 / Adobe Stock」の形式で表示されているこ  
とを確認する必要があります。

(c) お客様は、本Adobe Stock作品に関して、知的財産権をはじめとする個人や団体の権利を侵害する  
行為を行ってはなりません。これには例えば、本Adobe Stock作品の原作者の著作権者人格権や、本Adobe

Stock作品に登場する個人の権利、本Adobe Stock作品に登場する物品の所有者の権利などが含まれます。

(d) お客様は、本Adobe Stock作品（全体もしくは一部）を使用する商標、デザインマーク、商号、ロゴ、もしくはサービスマークを登録もしくは登録出願してはならず、また第三者による本Adobe Stock作品の使用を妨害しようと試みてはなりません。

(e) お客様は、ポルノ、名誉毀損、その他の違法な方法で本Adobe Stock作品を使用してはなりません。

(f) お客様は、本Adobe Stock作品の性質に照らして、合理的な人間が、不快、不道德、または炎上が必至と考えるようなテーマに関連して本Adobe Stock作品を使用してはなりません。これには例えば、タバコ、風俗店もしくは類似の場所やサービス、政党その他主張に基づく運動に対する黙示の支持、または精神的肉体的な障害を示唆する広告などが含まれます。

(g) お客様は、本Adobe Stock作品に関する所有権通知を削除、不明瞭化、または変更してはなりません。またお客様または他の第三者が、本Adobe Stock作品の作成者または著作権者であるかのような明示黙または示の虚偽表示をおこってはなりません。

**10.4. エディトリアルの本Adobe Stock作品** エディトリアルとして分類される本Adobe Stock作品の取り扱い、以下の基準に従うものとします。(1) お客様のデベロッパーソフトウェアが、Adobe Stock アフィリエイトパートナー、マーケティングプラットフォーム、オンデマンド印刷、またはサードパーティソフトウェア統合向けであって、アドビからの明示的な書面許可がない場合、お客様はファイル名またはメタデータに「エディトリアル」という語を含む本Adobe Stock作品にアクセスし、これを使用、または表示することはできません。(2) お客様のデベロッパーソフトウェアが、アセット管理サービスまたは承認されたサードパーティソフトウェア統合の場合、ファイル名またはメタデータに「エディトリアル」を含む本Adobe Stock作品の横に、「エディトリアル使用（に）限定」と目立つように表示する必要があります。

**10.5. クレジットと免責事項** お客様のデベロッパーソフトウェアには、「Powered by Adobe Stock」という形式でAdobe Stockへの帰属をはっきりと目立つように表示するとともに、デベロッパーソフトウェアのエンドユーザーが視認できるように<http://stock.adobe.com>[または後継URL]にハイパーリンクする必要があります。また、デベロッパーソフトウェアに、次の免責事項を記載する必要があります。「本開発ソフトウェアには、以下の免責事項を記載する必要があります。「本製品はAdobe Stock[SDK、API、またはSDKおよびAPI]を使用していますが、アドビによる認定、保証または後援はありません。[お客様名]とアドビは提携関係がなく、または関連会社でもありません。」

**10.6. 輸出入および広告** お客様は、第5.8条（貿易管理）に定める義務に加え、お客様が表示する本Adobe Stock作品について、該当するすべての輸出入および広告の規則および規制を遵守する必要があります。

10.7. キャッシュ お客様は、Adobe Stock SDKまたはAPIを介して取得した本Adobe Stock作品またはその他のデータを、合理的な期間およびデベロッパーソフトウェアの操作に必要な期間を超えてキャッシュまたは保存してはなりません。お客様は、本Adobe Stock作品のコレクション、およびAdobe Stock SDKまたはAPIを介して取得したその他のデータを1日に1回以上リフレッシュするものとします。アドビは、お客様が本Adobe Stock作品のコレクションを更新しなかったことに起因する申立てについて一切責任を負いません。

10.8. 機械学習と人工知能 お客様は、本Adobe Stock作品または本Adobe Stock作品に付随する任意のタイトル、キャプション情報、キーワード、もしくはその他のメタデータを（1）機械学習や人工知能の目的、または（2）自然人の識別のために設計され、もしくはそれを意図する技術の目的、で使用してはなりません。

10.9. 本Adobe Stock作品の終了の効果 本8.3条（本条件終了の効果）を制限することなく、お客様は、本Stockデベロッパー条件の終了時またはアドビから要求があった時点のいずれか早い時点で、アドビから別途ライセンスを許諾されていないデベロッパーソフトウェアから、すべてのバージョンのあらゆる本Adobe Stock作品を直ちに使用停止し、削除するものとします。アドビは、ローカルに保存された本Adobe Stock作品の使用に起因する申立てに対して責任を負いません。

10.10. 留保 アドビは、いつでも本Adobe Stock作品のライセンス許諾を中止し、本Adobe Stock作品のダウンロードを拒否することができます。

## 11. Adobe Typekit APIの追加制限事項

11.1. 公開されたウェブサイトのためのTypekitキット Web Font Preview APIまたはWeb Open Font Format（WOFF）を使用して、発行されたWebサイトのTypekitフォントを読み込んではなりません。代わりに、Typekitキットを使用して、Typekitフォントを発行したWebサイトを読み込みます。

11.2. Webオーサリング Typekit Webフォントは、HTMLとして発行され、Typekitキットを含むコンテンツのWebオーサリングのみに使用できます。お客様がTypekit WebフォントをPDFやグラフィック形式など他の形式に変換またはラスライズすることは禁じられています。

11.3. Typekitロゴ お客様のデベロッパーソフトウェアには、<https://platform-assets.typekit.net/typekit-logo.svg>にあるTypekitのロゴマークをはっきりと目立つように表示し、Typekitフォントがアドビによって提供されていることを示す必要があります。お客様によるTypekitロゴの使用には、ブランドガイドラインが適用されます。

11.4. エンドユーザー使用許諾契約書 お客様のデベロッパーソフトウェアには、エンドユーザーの使用許諾契約書を含める必要があります。お客様のエンドユーザー使用許諾契約には、本条件と一致しない条項が含まれていないことがあります。

11.5. お客様のデベロッパーソフトウェアの申請 お客様がデベロッパーソフトウェアを発売するには、事前にデベロッパーソフトウェアをアドビに提出して承認を得る必要があります。本条件の第4.1条がお客様のデベロッパーソフトウェアに適用され、当社は独自の裁量でお客様のデベロッパーソフトウェアを承認または却下することができます。

## 12. Adobe Exchangeの追加制限事項

12.1. エンドユーザー使用許諾契約書 Adobe Exchangeポータルを通じて配布するために提出されたデベロッパーソフトウェアには、お客様独自のエンドユーザー使用許諾契約書を含める必要があります。

12.2. 料金と収益分配 Adobe Exchangeポータルに提出され、Adobe Exchange Serviceを通じて配布されるデベロッパーソフトウェアについて、当社は本条件および <https://partners.adobe.com/exchange/program/creativecloud/support/ae-payment-policy.html> または後継のWebサイト（以下、総称して「Adobe Exchangeの支払いに関するポリシー」という）にある現行の支払いに関するポリシーに従い、お客様に対し、販売額からキャンセル、返品、および返済分を差し引いた支払いを行います。当社は「Adobe Exchangeの支払いに関するポリシー」の見直しを随時行うことができ、お客様は、定期的にそれらのポリシーを確認する責任を負います。Adobe Exchangeポータルでのデベロッパーソフトウェアの提出またはアップロードを続ける、またはAdobe Exchange Serviceにデベロッパーソフトウェアを置いておくことにより、お客様は、随時改訂される新しいAdobe Exchangeの支払いに関するポリシーに同意したものと見なされます。お客様はデベロッパーソフトウェアを無償ソフトウェアとして指定することができます。この場合、アドビはお客様への責任や支払いを負わずにデベロッパーソフトウェアを配付できます。本条件に記載されている場合を除き、アドビはお客様に対する支払い義務を負いません。当社がデベロッパーソフトウェアの体験版を提供する場合、当社はAdobe Exchangeの支払いに関するポリシー、または一切の支払い義務の対象とはなりません。

12.3 お客様のデベロッパーソフトウェアの提出 Adobe Exchangeポータルを通じて提出するデベロッパーソフトウェアのバージョンは、現在の承認ガイドラインとAdobe Exchangeポータルおよびブランドガイドラインの標準ポリシーに準拠し、お客様独自の品質保証テストに合格している必要があります。第4.1条の承認要件は、お客様のデベロッパーソフトウェアに適用され、当社は独自の裁量でお客様のデベロッパーソフトウェアを承認または却下することができます。お客様は、Adobe Exchange Serviceで利用可能になった場合に限り、承認されたデベロッパーソフトウェアを販売する権利を有します。アド

ビが理由のいかなを問わず、お客様になんら法的責任を負うことなく、Adobe Exchange Serviceからデベロッパーソフトウェアを削除できます。

### 13. Document Cloudの追加制限事項

**13.1 Document Cloudのアドビ基本利用条件** 次の条件は、Document Cloud View SDK、Document Cloud Services SDK、およびAdobe Sign API（以下、総称して「Document Cloud SDKまたはAPI」）のみに適用されます。

(a) **利用の制限** アドビは、Document Cloud SDKまたはAPIのアクセスと使用に関する使用制限を設定および実施します。ポータルに記載されているこのような制限に同意するものとし、回避を試みてはなりません。これらの制限を超えてSDKまたはAPIを使用する場合は、アドビの明示的な同意を得る必要があります。その場合、アドビはかかる要求を拒否したり、受諾の条件として、お客様の同意を得たうえで、追加の条件やその使用に対する別料金を課したりすることができます。このような要求をおこなうには、Adobe DC Platformマーケティングおよびセールスグループ、またはAdobe Signマーケティングおよびセールスグループにお問い合わせください。

(b) **使用状況の追跡** お客様は、アドビが個人情報（上記、第5.16条で参照する当社のプライバシーポリシーで定義）を含め、Document Cloud SDKまたはAPIの使用に関する情報を収集し、かかる情報を使用して、セキュリティを維持したり、パフォーマンスを監視したり、提供されたDocument Cloud SDKまたはAPIの品質をその他の方法で改善したりできることを認めます。

(c) **フォーラムへの自動加入登録** Document Cloud SDKのポータルにアクセスした時点で、Document Cloud SDKフォーラムへの自動登録に同意したことになります。フォーラムは、Document Cloud SDKに関する情報のみを伝えます。このフォーラムはいつでも退会できます。

(d) **エンドユーザー使用許諾契約またはサービス条件** お客様が提供するデベロッパーソフトウェアには、お客様独自のエンドユーザー使用許諾契約またはサービス条件を含める必要があります。他のアドビのソフトウェアまたはサービスの使用には、他のアドビのソフトウェアプログラムまたはサービスへのアクセスが本条件に関連して提供された場合でも、そのアプリケーションソフトウェアまたはサービス提供に適用されるエンドユーザーライセンス契約またはサービス条件が適用されます。

**13.2 Adobe Document Cloud View SDK** 次の条件は、Adobe Document Cloud View SDK（以下「DC View SDK」）のみに適用されます。

(a) **承認プロセス** お客様は、上記第4.1条に定める承認プロセスを経ることなく、デベロッパーソフトウェアを自由に市販することができます。ただしお客様は、アドビの要求に応じて、デベロッパーソフトウェアをレビューできるように提供するとともに、かかるデベロッパーソフトウェアのレビューについてアドビに協力するものとしします。

(b) DC View SDKの使用状況の追跡 お客様に提供されるDC View SDKでは、使用状況追跡機能がデフォルトでオンになっている場合があります、アドビはDC View SDKの使用状況全体（DC View SDKからAPIで使用している機能など）を追跡することができます。お客様がAdobe Analyticsのサブスクライバーでもある場合、当社による他の使用状況データの追跡は、Adobe Analyticsに適用される契約に準拠します。

(c) 帰属 お客様のデベロッパーソフトウェアには、「Powered by Adobe Document Cloud」という書式でAdobe Document Cloudへの帰属をはっきりと目立つように表示するとともに、<http://acrobat.adobe.com>へハイパーリンクし、デベロッパーソフトウェアのエンドユーザーが視認できるように表示する必要があります。

13.3 Adobe Document Cloud Services SDK 次の条件は、Document Cloud Services SDK（以下「DC Services SDK」）のみに適用されます。

(a) 承認プロセス デベロッパーソフトウェアには、当社による承認が必要です。お客様は、別途書面による契約を通じて当社から製品ライセンスを取得するまで、DC Services SDKのAPIと相互運用するように設計された市販のデベロッパーソフトウェアを販売、配布、提供、またはその他の方法で商業的に流通させることはできません。

(b) 帰属表示 お客様のデベロッパーソフトウェアには、「Powered by Adobe Document Cloud」という書式でAdobe Document Cloudへの帰属をはっきりと目立つように表示するとともに、<http://acrobat.adobe.com>へハイパーリンクし、デベロッパーソフトウェアのエンドユーザーが視認できるように表示する必要があります。

13.4 Adobe Sign API 次の条件は、Adobe Sign APIにのみ適用されます。

(a) 署名 お客様は、アドビからの書面による事前の承認なしに、第三者が、デジタル署名検証機能またはアドビの電子サインサービス機能を変更、置き換え、または検証をおこなえるようにしてはなりません。

(b) お客様のデベロッパーソフトウェアにMegaSign機能の使用を統合することはできません。

(c) ソフトウェアの使用 アドビはお客様に対し、本追加条件の第3.4条（a）項の規定に従い、内部開発およびテストの目的でデベロッパーソフトウェアの使用権を付与しますが、デベロッパーソフトウェアの配布は、本追加条件にこれと反する規定があっても許可されません（第3.4条（b）項を含むがこれに限定されません）。お客様は、Adobe Sign APIと相互運用するように設計されたデベロッパーソフトウェアの販売、配布、または提供を希望する場合、アドビと別途書面による契約を締結する必要があります。

(d) 帰属表示 お客様のデベロッパーソフトウェアには、「Powered by Adobe Sign」という書式でAdobe Sign APIへの帰属をはっきりと目立つように表示するとともに、

<http://acrobat.adobe.com/us/en/sign.html>へハイパーリンクし、デベロッパーソフトウェアのエンドユーザーが視認できるように表示する必要があります。

#### 14. 使用許諾フォントに関する追加の制約事項

14.1. **限定ライセンス** 本条件の規定に従い、アドビは次の目的においてのみ非独占的、世界規模、譲渡不能、限定ライセンスをお客様に付与します。(i) 他のソフトウェアを使用せず、無変更の使用許諾フォントを使用してデベロッパーソフトウェアを設計および開発するため、(ii) デベロッパーソフトウェアに無変更の使用許諾フォントを埋め込むため、(iii) デベロッパーソフトウェアに埋め込んだ形で使用許諾フォントを一般に配布および公開し、デベロッパーソフトウェアのユーザーインターフェイスで、意図したとおりに使用許諾フォントをエンドユーザーに表示するため。

14.2. **要件** アドビがWeb Open Font Format (「WOFF」) で使用許諾フォントを提供する場合、使用許諾フォントのOpenTypeフォント形式 (「OTF」) ではなく、使用許諾フォントのWOFFバージョンをデベロッパーソフトウェアのWebベースバージョンで使用する必要があります。

#### 14.3. 制限および義務

- (a) 本条件で明示的に許可されていない方法で、使用許諾フォントを使用することは禁止されています。
- (b) お客様のデベロッパーソフトウェアに使用許諾フォントを書き出しできる機能を含むことはできません。使用許諾フォントの一部をスタンドアロンベースで配布したり、他人が使用許諾フォントを使用できる方法で配布したりすることはできません。
- (c) 使用許諾フォントの一部を変更、改ざん、移植、翻訳、変換、修正、作成し、またはその派生物を作成および作成依頼する機能もしくは他の方法を付随することはできません。
- (d) お客様は、本条件で付与されたライセンスを譲渡、貸借、賃貸、貸与、取引、サブライセンスし、または他の方法で移転することはできません。
- (e) 使用許諾フォントへのアクセスを共有したり、使用許諾フォントを複数のコンピューターで同時に使用できるサーバーで使用許諾フォントを使用可能にしたりすることはできません。
- (f) フォントまたは植字システムとして使用するために、使用許諾フォント全体または一部をレンダリング、作成またはキャプチャして使用することはできません。
- (g) 適用法によって以下の制限が禁止されている場合を除き、使用許諾フォントのソースコード解読を試みるために分解、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、その他の方法を実行することはできません。また、使用許諾フォントのソフトウェア保護メカニズムを無効化、バイパス、他の方法によって回避することもできません。

(h) 使用許諾フォントには、特許、著作権、商標表示等の所有権通知が含まれる場合があります。使用許諾フォント内または自体に表示される上述の所有権通知すべては、提供される形のまま正確に（削除または変更なく）維持する必要があります。

(i) お客様のデベロッパーソフトウェアには、エンドユーザーの使用許諾契約書を含める必要があります。お客様のエンドユーザー使用許諾契約には、本条件と一致しない条項が含まれていないことがあります。

14.4 使用許諾フォントへの継続的アクセス 使用許諾フォントに継続的にアクセスするには、使用許諾フォントを使用するため、または使用許諾フォントへのアクセスを許可、更新、検証するためにインターネット接続が必要となる場合があります。